

知らなかったでは済まされない！

# 消費税インボイス制度対策と実務応用編

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。インボイスとは、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいい、売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。

今回は実務応用編として、請求書・領収書等に記載する必須事項、インボイス制度に対応した日々の記帳の仕方、インボイス制度登録申請書や簡易課税選択届出書の書き方と適用時期、簡易課税や原則課税による計算例、免税事業者から課税事業者になった場合の売上をあげる方法や経費削減の方法等について、知らなかったでは済まされないことを分かりやすく解説いたします。この機会に是非ご参加ください。

- 内容
- ①適格請求書に記載する必須事項
  - ②インボイスに対応した記帳の仕方
  - ③インボイス登録申請書と簡易課税選択届出書の書き方と適用時期
  - ④簡易課税と原則課税の計算例
  - ⑤免税事業者から課税事業者になった場合の売上をあげる方法や経費削減
  - ⑥免税事業者からの仕入れに係る経過措置の適用要件
  - ⑦仕入先が免税事業者である場合の対応について・・・他

日時：令和5年1月23日（月）

午後6時30分～8時30分

会場：瑞穂町商工会 2階大会議室（瑞穂町石畑 1973）

※緊急事態宣言時、ZOOMによるWEB開催へと変更する場合がございます。

講師：公認会計士 土屋 晴行 氏



●参加費：無料

●対象者：瑞穂町内事業者またはその従業員

●定員：16名（先着順 受付確認後、担当からご連絡いたします）

●問合せ等：瑞穂町商工会 TEL042-557-3389・FAX042-557-5290

●受講ご希望の方は1月20日（金）までにFAXまたは電話にてお申込みください。

## 消費税インボイス制度対策と実務応用編 申込書

令和 年 月 日

フリガナ		所在地	
事業所名			
メールアドレス		お名前	
TEL			
FAX			

※本申込書に記入いただいた個人情報につきましては、セミナー開催に係る受講者の確認、受講者名簿の作成、出欠確認及びセミナー運営に関する連絡のみに使用いたします。

